

# 少年

第471号(1) 令和7年6月(水無月)発行



山梨県警察本部  
生活安全部 人身安全・少年課  
甲府市丸の内1-6-1  
055-221-0110 内線3082  
少年対策官 島口浩二

## ～まねる～

「風わたる 田の面の早苗 いろさめて 入り日残れる 丘の松原」  
(光蔵院)



「まねる」という行為には、「独創性がない」「パクリやコピー」などの否定的な印象がつきまとうことがある。「個性」や「創造性」が重視される現代において、他者をまねることは劣った行為とみなされがちである。しかし、これらは対立するものではなく、本来まねることは学びの始まりであり、人間の成長へとつながる重要な営みなのである。

たとえば、赤ちゃんは親の表情や声のトーンをまねることで、基本的なコミュニケーション能力を身につけていくといわれている。言葉の習得も同様であり、子どもは大人の話し方を聞き、それを繰り返すことで語彙や文法、発音やイントネーションを自然と身につけていく。これは単なる表面的なまねではなく、自分の気持ちや考えを表現する力を育てる大切な過程なのである。また、まねることは社会性の発達にも深くかかわっている。あいさつの仕方や礼儀作法、他者への配慮など、社会の中で生きていくために必要なマナーや社会的なふるまひは、身近な大人や周囲の人の行動をみてまねることで習得されるのである。このように、まねることを通じて、社会のルールや価値観を理解し、自律的に行動する力を育むのである。

さらに、「まねる」という行為は創造性を育む第一歩であると考えられる。たとえば、誰かの作品をまねて絵を描いていたとしても、次第に自分なりのアレンジを加え、やがて独自のスタイルを築いていくように、既存の表現をまねることは技術や表現力を習得していく過程なのである。芸術やスポーツの分野でも、優れた技術を身につけるためにはまねることが欠かせない。名人の技を観察し、動作をなぞることで、技術の基礎が築かれる。さらに、何をどうまねるかを自分で考える中で、観察力や判断力、批判的思考も養われていく。教育の場でも、教師が模範となる行動や考え方を示し、それを子どもが実際に模倣することで理解を深める方法がある。子どもが安心してまねることができる環境が整えば、学習意欲や自己肯定感も自然と高まっていくと考えられているのである。

現代は「個性」や「独創性」が強く求められる傾向があるが、それらも「まねる」ことの積み重ねの上に築かれていくものなのであろう。他者の知識や経験をまねながら、自らの視点や表現をみつけていくことが、やがて「創造性」へとつながるのである。まねることは人間の成長にとって不可欠な営みであり、学びの原点であると同時に、創造性への第一歩なのである。子どもが安心してまねることができるようなよい手本であるとともに、まねることがやがて自立や創造につながることを理解し温かく見守る大人の存在が、子どもたちの健やかな成長に必要なのである。

## 早苗田

植えられたばかりの小さな苗が並ぶ早苗田(さなえだ)が辺り一面に広がり、初夏の訪れを感じさせてくれるこの頃。この時期の田んぼは、太陽の光を受けて水面がきらめき、空や山々、周囲の風景を映す大きな水鏡のようである。夕暮れには田が茜色に染まり、風にそよぐ苗の緑がいつそう鮮やかさを増す。幻想的なその光景は、一日の終わりに穏やかな余韻を残してくれる。

田植えの準備には、床土づくりや田起こし、種まきなどの作業が欠かせない。苗が育つと、冷たい水に足を浸しながら素足で土の感触を確かめ、一つひとつ丁寧に田んぼに植えていく。時間と手間をかけて大切に稲を育てるのである。秋には黄金色の稲穂へと成長し、豊かな恵みをもたらしてくれるはずである。そんな未来を思えば、目の前に広がる風景のなかに、自然と人の営みが織りなす尊さが感じられる。

日本の原風景ともいえる早苗田には、人と自然が調和して生きてきた歴史が刻まれている。四季の移ろいと共に生きることの豊かさ、その営みを次の世代へと伝えていくことの大切さを、あらためて感じさせてくれる風景である。

**「薬物乱用防止広報強化期間」 令和7年6月1日～7月31日**

「薬物乱用」とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー等があり、これらの取り扱いが法令により禁止又は制限されています。

**ダメ！ゼッタイ！**



**Q：薬物乱用は犯罪？**

A：薬物を所持・使用することは法律で厳しく禁止されています。①持っているだけでも ②一度使っただけでも ③もらったり、買ったりしても ④あげたり、売ったりしても、法律で罰を受けます。※正しい知識をもって薬物を近づけない。

**【麻薬及び向精神薬取締法】**

大麻、ヘロイン、コカイン、LSD、MDMA などの所持・譲渡・譲受・使用などを取り締まる法律

**【覚醒剤取締法】**

覚醒剤の所持・譲渡・譲受・使用などを取り締まる法律

**【毒物及び劇物取締法】**

シンナー、トルエンなどの摂取、または吸入の目的での所持などを取り締まる法律

**Q：大麻は害がない？**

A：大麻も危険（有害）な薬物です。インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫していますが、特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことが判明しています（下図参照）。また、大麻はうつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます。 ※間違った情報に流されず、正しい知識で判断。

大麻の乱用による影響		大麻の有害性		大麻を長く使い続ける影響	
<b>知覚の変化</b> 時間や空間の感覚がゆがむ	<b>学習能力の低下</b> 短期記憶が妨げられる	<b>運動失調</b> 瞬時の反応が遅れる	<b>精神障害</b> 統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	<b>IQ(知能指数)の低下</b> 短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	<b>薬物依存</b> 大麻への欲求が抑えられなくなる

**Q：薬物乱用を防ぐには？**

A：学校や家庭、地域社会が一体となって対応していくことが重要です。薬物の乱用には身体的な症状、精神の障害、人格の破壊、家庭の崩壊など、恐ろしい結果が待っています。いまや、万難を排して、薬物乱用を防がなければならない状況です。そのためには、次の二つが重要です。

- 教師や親、子ども達みんなが、薬物の恐ろしさ、乱用される薬物が身近に迫っていることを理解する。
- 違法薬物には近づかない。どんなに誘われても断る勇気を持たせる。

インターネット等の急速な普及により情報の伝達は早く、青少年にも様々な危険があることを、家庭や学校、地域でも学習しておくことが必要です。山梨県警では、薬物乱用防止教室や薬物乱用防止広報車少年サポート号を利用しながらの防止活動をしています。県民一人ひとりの意識を高め、安全で安心な地域社会を築き上げられるようにしましょう。「ダメ！ゼッタイ！」を合言葉に。

**～薬物乱用に入るきっかけ～**

- 1 何かの問題や精神的なストレスを抱えているところにつけこまれる。
- 2 薬物の乱用がやってはいけないことという規範意識がうすく、「遊び感覚」「好奇心」で手を染めていく。
- 3 やってはいけないということがわかっている、社会環境や友人の影響を受けやすかったり友人を失うのがこわかったりして、「NO！」と言えない。
- 4 薬物とはまったく知らず、だまされる形で始めてしまう。
- 5 人を信じやすく、見知らぬ人への警戒感が弱い。

